

建物災害共済事務取扱要項

目 次

I	共済委託手続きの概要	43
II	新規申込み手続き	44
	1. 新規申込み	44
	2. 委託申込み単位	44
	3. 新規申込み手続きの要領	44
	(1) 建物の申込み手続き	44
	(2) 収容動産の申込み手続き	52
III	追加申込み手続き	55
	1. 追加申込み	55
	2. 追加申込み手続きの要領	55
IV	契約内容変更手続き	56
	1. 契約内容変更	56
	2. 内容変更手続きの要領	56
	3. 内容変更承認裏書	56
V	解約手続き	57
	1. 解約	57
	2. 解約手続きの要領	57
VI	継続申込み手続き	58
	1. 継続申込み	58
	2. 継続申込みの要領	58
	3. 統合	58
VII	委託割合条件付実損共済特約	61
	1. 実損特約制度	61
	2. 共済委託の手続き	61
	3. 解約手続き	61
	4. 共済金請求手続き	61
VIII	共済基金分担金	62
	1. 分担金額の算出	62

2. 分担金基率の区分	62
(1) 基本基率	62
(2) 実損特約特別基率	63
3. 分担金の納付方法	65
IX 共済金請求	66
1. 共済金の支払請求	66
2. 共済金の請求要領	66
(1) 損害の速報	66
(2) 災害共済金請求の要領	66
(3) 共済金の算出方法	68
・ 共済金及び災害見舞金の請求における再調達価額見積書の添付について	72
・ 再調達価額見積書における見積科目例	73
・ 破壊行為によって生じた損害について	74
X 災害見舞金	75
XI 質権設定承認の手続き	79
別 表	
1. 用途別コード番号及び構造別標準的共済基準額一覧表	81
2. 建物構造区分	85
(参考) 建物構造別仕様例一覧	86
3. 時価額の算定について	87

<建物災害共済事務取扱要項>

I 共済委託手続きの概要

共済委託手続きには、新規契約、内容変更、解約と契約期間満了に伴い引き続き契約するための継続契約があります。

いずれの手続きも本会ホームページ (<https://www.zzjk.jp>) からインターネット契約システムにより行なうことになっており、契約情報入力画面から所定の必要事項を入力し申込みするとともに、そのシステムから印刷した申込総括書を、都道府県町村会を經由して本会に提出して下さい。

本会において、受け付けた申込総括書の内容を審査し、承認した場合は「共済委託申込承認証」「分担金額通知書兼請求書」「分担金送付書」を作成し、都道府県町村会を經由して委託団体へ送付いたします。

委託団体は「分担金額通知書兼請求書」に基づき、都道府県町村会指定の口座に納付期限までにお振込みいただくとともに「分担金送付書」を都道府県町村会に送付して下さい。(図解 P60参照)

なお、インターネット契約システムにはユーザー ID とパスワードが必要となります。不明の場合は、都道府県町村会までご連絡下さい。

また、インターネット契約システムの操作方法のお問い合わせについては、下記の専用ヘルプデスクにて対応させていただいております。

○インターネット契約専用ヘルプデスク

電話番号 0120-911-941 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~12:00、 13:00~17:30 (土日祝日、年末年始休業)

次頁から各申込み別に具体的に説明いたします。

Ⅱ 新規申込み手続き

1. 新規申込み

新規申込みとは、新たに建築、取得又は購入した物件等を初めて本会に共済委託する場合の手続きです。

本会ホームページから所定の必要事項を入力し、申込みするとともに、インターネット契約システム画面から印刷した申込総括書に委託団体長印を押印のうえ、当該申込み契約の共済期間開始日の前日迄に都道府県町村会に必着するよう提出して下さい。

2. 委託申込み単位

共済委託申込みは、〇〇役場、〇〇小学校のように1施設単位で委託手続きをお願いします。

[契約イメージ]

整理番号 001

施設 永田小学校		
	物件番号	物件名
物件	01	校舎
物件	02	体育館
物件	03	倉庫

施設 永田第2小学校		
	物件番号	物件名
物件	01	校舎
物件	02	体育館
物件	02-01	収容品(体育館内) (明細) 01-01 ピアノ (明細) 01-02 平均台

3. 新規申込み手続きの要領

(1) 建物の申込み手続き

具体的な入力方法については、「インターネット契約システム操作マニュアル」を参考にしてください。

ここでは、各入力項目の説明をいたします。

※参考「インターネット契約システム操作マニュアル」

第4章 建物災害共済 契約申込処理

4.1 契約申込処理

4.1.2 ステップ1-2 (1) (申込入力) 新規・追加・変更・解約

◆新規申込

(ア) 「都道府県番号」欄

本会にて2桁の都道府県番号を指定しております。

(イ) 「団体番号」欄

本会にて5桁の団体番号を指定しております。

(ウ) 「団体枝番」欄

団体内で会計別や管理部署等で区分して管理する場合、01～50までの枝番を設定することができます。

〔例〕

都道府県番号	団体番号	団体枝番	団 体 名 (枝番名)
1 3	1 9 8 0 7		永田町
1 3	1 9 8 0 7	0 1	永田町 (水道事業会計)
1 3	1 9 8 0 7	0 2	永田町 (町立病院)

(エ) 「整理番号」欄

団体が契約を分類管理するための番号です。任意に3桁の番号(001~999)を設定できます。

(オ) 「共済終期」欄

施設ごとに定める共済委託する期間の終期になります。

※共済の責任期間は、共済期間の最終日の午後4時(16時)に終わります。

(カ) 「分類(施設区分)」欄

本会が委託施設を統計処理するために独自に設定しているコードNo.です。

施設区分は下表のとおりとなります。

施設区分	コード No.	施設区分	コード No.
学校関係施設	1	福祉関係施設	6
役場関係施設	2	体育・レクリエーション施設	7
医療関係施設	3	環境衛生施設	8
住宅施設	4	その他施設	9
社会教育・文化施設	5		

(キ) 「施設名」欄

契約する施設の名称を20文字以内で設定して下さい。

(システム入力欄には全角にて入力して下さい。)

(ク) 「施設所在地」欄

契約する施設の所在地を20文字以内で設定して下さい。

所在地名の町村名が団体名と同一の場合は大字、字、番地から設定して下さい。

(システム入力欄には全角にて入力して下さい。)

(ケ) 「メモ情報」欄

団体担当者の管理用にご自由に入力いただけます。(入力は任意)

建物 契約申込 契約申込物件入力 (B30104)

ステップ1 入力 → ステップ2 申請 → ステップ3 総括書送付

新規申込を行う物件の情報を入力します。

施設情報			
承認証番号	契理番号		
-	058		
共済始期	分類	施設名	施設所在地
2010-04-01	4:住宅	公営住宅第2団地	南大手町17-2

物件情報

過去契約の転記

共済始期: 2009年4月1日 16時

物件番号: 01 - ※半角数字2桁

物件名: 1号棟 ※全角15文字以内

用途番号: 30 用途選択

構造: 1:木造(WC)

棟数: 1 ※半角数字4桁以内

面積: 120 m² ※半角数字6桁以内 1m²未満(小数点以下)は切捨てて入力

共済基準額: 18600 千円 ※半角数字7桁以内
 ・標準的共済基準額を算出することができます 算出する
 ・時価額を算出することができます 算出する

加入率: 100 % ※実損が「有」の場合は、30・40・50・60・70・80%の中から選択

実損: 無

メモ情報: ※全角20文字以内

取寄動産を入力する

入力内容の確認へ進む

Copyright © 一般財団法人全国自治協会 All rights reserved. 無断転載 複写 加工を禁ず。

(コ) 「共済始期」欄

物件ごとに定める共済委託する期間の始期になります。

※共済の責任期間は、共済期間の初日の午後4時(16時)に始まります。

● 閏年の取扱いについて

1. 共済期間1カ年の場合

○ 共済期間1カ年の場合は、共済期間開始日の翌年の応答日を満期日とします。

ただし、共済期間開始日2月29日のものは満期日を翌年の2月28日として1カ年の取扱いとします。

○ 分担金の計算

分担金の計算上の日数は365日とします。

<計算式>

$$\text{共済基準額} \times \text{共済加入率} = \text{共済責任額} \dots\dots\dots (A)$$

$$(A) \times \text{基率} = \text{分担金}$$

2. 共済期間が1カ年でない場合

○ 共済期間が1カ年でない場合は2月29日を加算して、実日数にて算出します。

○ 分担金の計算

・ 共済期間が1カ年でない場合は、全て実日数で分担金を算出します。

・ 分担金の計算する場合の分母は366日ではなく、全て365日で算出します。

<計算式>

$$\text{共済基準額} \times \text{共済加入率} = \text{共済責任額} \dots\dots\dots (A)$$

$$(A) \times \text{基率} = \text{分担金 (1カ年分)} \dots\dots\dots (B)$$

$$\frac{(B)}{365} \times \text{分担金計算上の日数 (実日数)} = \text{分担金} \dots\dots\dots (C)$$

(サ) 「物件番号」欄

施設内の物件を管理するために任意に設定いただく番号です。「01」から始まる2桁の一連番号を設定して下さい。ただし、収容動産は収容等されている建物の物件番号と「01」から始まる2桁の一連番号（4桁）にして設定して下さい。

〔例〕

物件番号		物件名	
01		校舎	
01	01	収容動産	→ 「01校舎」に収容されている動産
02		体育館	
02	01	収容動産	→ 「02体育館」に収容されている動産

(シ)「物件名」欄

委託する物件を具体的に判断できる名称を（南校舎・プール更衣室等）15文字以内で設定して下さい。住宅については1号棟・A棟等まで物件名に含めて下さい。

〔例〕第2団地3号棟

（システム入力欄には全角にて入力して下さい。）

(ス)「用途番号」欄

本会が独自に設定している用途別コードNo.です。別記「用途別コード番号及び構造別標準的共済基準額一覧表」(P81)のとおりとなります。

なお、以下の場合には、用途番号の前に「A」を設定して下さい。

（システムでは「A」の付いている用途番号を選択）

①住宅に付随する物件

(セ)「構造」欄

本会の建物構造区分は、主体構造区分別に分類しております。

構造に基づき基率を設定していますので十分確認願います。

（注）建物内の収容品（据付機械等）については収容されている建物の構造と同区分にて設定して下さい。

建物構造区分		コードNo	備 考
木造建物		1	木造基率
簡易防火建物（木造モルタル等）		2	簡易防火基率
耐火構造建物	鉄筋コンクリート造	3	耐火基率
	鉄骨・鉄筋コンクリート造	4	
	コンクリートブロック造	5	
	鉄骨造	6	

なお、構造区分については、別記「建物構造区分」(P85)を参照して下さい。

（参考資料「建物構造別仕様例一覧」(P86)も併せて参照して下さい。）

(ソ)「棟数」欄

1物件1棟にて契約して下さい。なお、公営住宅等で構造、規格、面積、用途が同一の場合のみ棟数を合計することができます。（収容動産の場合は設定する必要なし）

(タ)「面積」欄

契約する物件（建物）の延床面積（2階建の場合は1、2階の床面積の合計）になります。単位は「㎡」とし、1㎡未満は切り捨てて下さい。（収容動産の場合は設定する必要なし）

(チ)「共済基準額」欄

契約する物件の再調達価額に相当する額を千円単位で設定して下さい。再調達価額とは、「共済の目的と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再建築又は再取得するのに要する価格（消費税を含む）をいい、整地費、建て替えによる解体費、樹木移転費、造園工事費、設計委託費は含みません。」(P68)です。

なお、共済基準額の算定が困難な場合には、別記「用途別コード番号及び構造別標準的共済基準額一覧表」(P81)を参考にして、1㎡当りの基準額に面積を乗じて得た額を共済基準額として設定して下さい。

(注) 標準的共済基準額は、平均的な基準を示したもので、建物の構造、材質、造作、用途等により異なります。できるだけ実態に応じた再調達見積価額にて共済基準額を設定して下さい。

また、次の各号に該当する物件の場合は別記「時価額の算定について」(P87)に基づく時価額として下さい。

- ①罹災した場合、復元（再調達）を要しない建物及び動産
- ②継続的に使用されていない建物及び動産
- ③仮設又は取りこわし予定の建物

(ツ)「共済加入率」欄

共済加入率は、「共済基準額」の何%を共済委託するか設定する欄です。

下表より1つを選んで設定して下さい。(実損特約を除く)

共済加入率 (%)	100	95	90	85	80	75	70	65	60	55	50	45
	40	35	30	25	20	15	10					

※実損特約により契約する場合は、下表より1つを選んで設定して下さい。

共済加入率 (%) (実損委託割合)	80	70	60	50	40	30
-----------------------	----	----	----	----	----	----

(テ)「実損」欄

耐火構造の建物（住宅物件を除く）及びこれに附属する設備、装置及び据付機械について実損特約とする場合は、実損有を設定して下さい。

実損特約制度については、「Ⅶ 委託割合条件付実損共済特約」(P61)を参照して下さい。

(注) 収容品についての実損特約はできません。

(ト) 「メモ情報」欄 (物件)

団体担当者の管理用にご自由に入力いただけます。(入力任意)

建物 契約申込 契約内容確認 (E30105)

ログアウト | トップページ | 建物メニュー | 申込ワークフロー | 前画面

ステップ1 入力 | ステップ2 申請 | ステップ3 総括書送付

新規申込を行う物件の情報を確認します。

施設情報

都道府県番号	団体番号	団体枝番	団体名(枝番名)
13	19807	00	全国自治協会 全国町村会

承認証番号	整理番号
-	001

共済終期	分類	施設名	施設所在地
2018-04-01	4.住宅	1号棟	南大手町17-2

物件情報

共済始期	2017-04-01
物件番号	01
物件名	1号棟
用途番号	30.住宅
構造	1.木造(WC)
棟数	1
面積	120 m ²
共済基準額	19,680 千円
加入率	100 %
実損	無
メモ情報	
共済責任額	19,680 千円
基準	0.380
実損係数	
分租金	7,478 円
1m ² あたりの単価	164,000 円

基準	0.380		町村 住宅物件 木造
契約日数	365 日	2017-04-01 ~ 2018-04-01	共済始期~共済終期
年間分租金	7,478 円	= 19,680 × 0.380	共済責任額×基準
分租金	7,478 円	= 7,478 ÷ 365 × 365	年間分租金÷365×契約日数

物件情報を登録する | この物件の入力画面に戻る

(ナ) →

Copyright ©一般財団法人全国自治協会 All rights reserved. 無断転載、複写、加工を禁ず。

(ナ) 「共済責任額」欄

共済責任額は、共済の目的が災害を受けた場合、その損害額に対して、本会が責任を負う最高限度額です。「共済基準額」に「共済加入率」を乗じて得た額が共済責任額となります。(千円未満の額は切捨)

なお、動産のうち美術品等は一点又は一組について1億円が限度となります。

※門、へい、かき、庭園灯、外灯等の共済委託について

委託団体が、門、へい、かき、庭園灯、外灯等について共済委託する場合は、規程第5条第2項に規定する、「畳、建具、その他の従物及び電気、ガス、給排水、暖冷房、昇降設備、その他これに準ずる建物の付属設備」に該当いたしませんので、次により共済委託していただく必要があります。

- 建物の外部に付属する門、へい、かき、庭園灯、外灯等について共済委託申込みをする場合は、建物共済委託とは別の共済委託物件とし、物件名等を入力の上、「用途番号39」（諸設備工作物）としてお申込み下さい。

(注) 建物の屋上、バルコニー等に設置しているフェンス、建物の外壁に設置している外灯等は、建物の付属設備として、共済基準額に含めてお申込み下さい。

※建物内のインターネット及びLAN 関連設備の共済委託について

ケーブル、ハブ、パソコン、サーバー、モデム、ルーター、Wi-Fi等建物内のインターネット及びLAN 関連設備については建物とは別に「用途番号50」収容品としてお申込み下さい。

(2) 収容動産の申込み手続き

収容動産（収容品・据付機械等）の申込み手続きは建物と同じですが、収容動産の場合は、収容動産名、数量、収容動産の明細単位での共済基準額をあわせて申込む必要があります。

入力方法については、「インターネット契約システム操作マニュアル」を参考にして下さい。

ここでは、各入力項目の説明をいたします。

※参考「インターネット契約システム操作マニュアル」

第4章 建物災害共済 契約申込処理

4. 1 契約申込処理

4. 1. 5 入力支援機能

◆収容動産を入力

自治協会 建物 契約申込 契約申込取容動産明細入力 - Microsoft Internet Explorer

http://127.0.0.1:8888/CmsWeb/inputBgApNewThingDetail.do

新規申込を行う取容動産の情報を入力します。

物件情報

承認証番号	整理番号	物件番号	共済基準額
-	066	01-01	5,670 千円

取容動産情報

※入力した明細番号(上2桁)の入力画面へ移動することができます。
(既に入力した内容は保存されます。)

明細番号 (上2桁) 画面を表示する

※「前へ」、「次へ」ボタンを押した場合は現在の入力内容が保存され、明細番号(上2桁)が移動します。

次へ >>

明細番号	取容動産名	数量	共済基準額 (千円)
01-01	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
01-02	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
01-03	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
01-04	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
01-05	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
01-06	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
01-07	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
01-08	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
01-09	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
01-10	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

取容動産の入力を終了する

Copyright © 一般財団法人全国自治協会 All rights reserved. 無断転載、複写、加工を禁ず。

(二) 「明細番号」欄

2桁の番号の組合せで構成します。

- ① 始めの2桁は10明細までを「01」とし、次の10明細までを「02」とし、以下同様に「03、04、・・・」とします。
- ② 後の2桁は「01から10」までの連番号となります。

〔例〕

物件番号 01-01	物件番号 02-01																						
<table border="1"> <tr><td>明細番号</td></tr> <tr><td>01-01</td></tr> <tr><td>01-02</td></tr> <tr><td>}</td></tr> <tr><td>01-10</td></tr> </table>	明細番号	01-01	01-02	}	01-10	<table border="1"> <tr><td>明細番号</td></tr> <tr><td>01-01</td></tr> <tr><td>01-02</td></tr> <tr><td>}</td></tr> <tr><td>01-10</td></tr> </table>	明細番号	01-01	01-02	}	01-10	<table border="1"> <tr><td>明細番号</td></tr> <tr><td>02-01</td></tr> <tr><td>02-02</td></tr> <tr><td>}</td></tr> <tr><td>02-10</td></tr> </table>	明細番号	02-01	02-02	}	02-10	<table border="1"> <tr><td>明細番号</td></tr> <tr><td>03-01</td></tr> <tr><td>03-02</td></tr> <tr><td>}</td></tr> <tr><td>03-10</td></tr> </table>	明細番号	03-01	03-02	}	03-10
明細番号																							
01-01																							
01-02																							
}																							
01-10																							
明細番号																							
01-01																							
01-02																							
}																							
01-10																							
明細番号																							
02-01																							
02-02																							
}																							
02-10																							
明細番号																							
03-01																							
03-02																							
}																							
03-10																							

(ヌ)「収容動産名」欄

品名を20文字以内で設定して下さい。ただし、一点又は一組(一式)の単価が50万円以上のものは、個々に明細を必ず記入して下さい。なお、50万円未満のものについては、まとめていただいてもかまいませんが、契約内容がわかるように記入して下さい。

(ネ)「数量」欄

品名ごとに数量を設定して下さい。

(ノ)「共済基準額」欄

再購入に要する価額(再調達価額)を千円単位で設定して下さい。

(注) 収容動産明細の共済基準額の合計額と、収容動産の共済基準額(物件の共済基準額)が同額になるよう設定して下さい。

Ⅲ 追加申込み手続き

1. 追加申込み

追加申込みとは、既契約の施設に共済期間の途中で建物を新築・増築する等で物件を追加することをいいます。

本会ホームページから所定の必要事項を入力し、申込みするとともに、インターネット契約システム画面から印刷した申込総括書に委託団体長印を押印のうえ、当該申込み契約の共済期間開始日の前日迄に都道府県町村会に必着するよう提出して下さい。

2. 追加申込み手続きの要領

具体的な入力方法については、「インターネット契約システム操作マニュアル」を参考にしてください。

※参考「インターネット契約システム操作マニュアル」

第4章 建物災害共済 契約申込処理

4. 1 契約申込処理

4. 1. 2 ステップ1-2 (1) (申込入力) 新規・追加・変更・解約

◆追加申込

IV 契約内容変更手続き

1. 契約内容変更

契約内容変更とは、共済委託契約締結後において、当該共済期間中に承認証に記載された契約内容に変更が生じる場合に、該当する契約内容を変更することをいいます。(建て替え等で物件が入れ替わる場合などは、解約のうえ、新規契約申込みの手続きとなります。)

本会ホームページから所定の必要事項を入力し、申込みするとともに、インターネット契約システム画面から印刷した申込総括書に委託団体長印を押印のうえ、契約内容を変更する事由が発生した30日以内に都道府県町村会に必着するよう提出して下さい。

本会はこれを受理し、その内容を審査し、承認した場合「内容変更承認裏書」を送付いたします。

納付分担金に過不足金が生じた場合は、「分担金額通知書兼請求書」にて通知いたします。

2. 内容変更手続きの要領

具体的な入力方法については、「インターネット契約システム操作マニュアル」を参考にして下さい。

※参考「インターネット契約システム操作マニュアル」

第4章 建物災害共済 契約申込処理

4. 1 契約申込処理

4. 1. 2 ステップ1-2 (1) (申込入力) 新規・追加・変更・解約

❖内容変更

3. 内容変更承認裏書

(1) 上段は変更前の契約内容で、下段は変更後の内容になります。

(2) 過不足分担金は変更前の契約内容と変更後の契約内容により、次の計算方法により算出したものです。マイナス表示の場合は過剰額となります。

過不足分担金＝変更後契約の分担金－(変更前契約の分担金－変更前契約の既経過分担金)

(3) 発行済の承認証に添付して保管して下さい。共済金請求書等に添付の場合は、承認証写しとともに、内容変更承認裏書の写しを提出して下さい。

V 解約手続き

1. 解約

解約とは、共済期間の中途において共済委託契約を解除することをいいます。解約事由には次のものがあります。

- (1) 規程第13条第1項に該当しない事由により滅失したとき
- (2) 所有権若しくは占有権が異動したとき（共済委託物件の売却、返還等）
- (3) その他の解約事由が生じたとき（規程第13条第1項に該当する場合を除く）

以上の場合、本会ホームページから所定の必要事項を入力し、申込みするとともに、インターネット契約システム画面から印刷した申込総括書に委託団体長印を押印のうえ、解約する事由が発生した30日以内に都道府県町村会に必着するよう提出して下さい。

本会はこれを受理し、その事由の生じた日を共済期間の終期とした既経過期間に対する分担金を算出（日割計算）し、その金額を既に収納した分担金から差引いた残額を返戻いたします。

解約返戻金は「分担金額通知書兼請求書」と「建物災害共済委託物件解約明細書」にて当該団体へ通知いたします。

なお、部分的な取り壊しなどにより、基準額その他に変更が生じる場合は内容変更により手続きをして下さい。

2. 解約手続きの要領

具体的な入力方法については、「インターネット契約システム操作マニュアル」を参考にしてください。

※参考「インターネット契約システム操作マニュアル」

第4章 建物災害共済 契約申込処理

4. 1 契約申込処理

4. 1. 2 ステップ1-2 (1) (申込入力) 新規・追加・変更・解約

◆解約

VI 継続申込み手続き

1. 継続申込み

継続申込みとは、既に共済委託契約が締結されている物件の共済期間が満了するのに伴い、引き続き委託するための契約更改の手続きのことをいいます。

継続手続きの流れとしては以下のとおりとなります。

- (1) 継続月の概ね1カ月前に、継続案内『「建物災害共済継続委託申込」について』を本会から都道府県町村会を通じて委託団体に送付。
- (2) 継続案内到着後、本会ホームページにおいて以下の作業を行なう。
 - ①継続契約の内容を確認する。
 - ②必要に応じ、継続契約に対して、追加・内容変更・非継続を行い、継続契約を整える。
 - ③申込みするとともに、インターネット契約システム画面から継続総括書を印刷する。
- (3) 出力した継続総括書に委託団体長印を押印のうえ、当該申込み契約の共済期間開始日の前日迄に都道府県町村会に必着するよう提出する。

(注) ①共済期間満了日の間近に申込みを行った、新規申込み、内容変更、解約については、次回契約の始期日までの期間が短いため、継続データに反映されません。この場合は、新規の場合は再度の新規申込み、内容変更の場合は内容変更されていない継続契約を内容変更にして申込み、解約の場合は解約になっていない継続契約を非継続にして申込みをして下さい。

②共済期間は現共済契約期間の終期日を始期日とした1年間となっております。

2. 継続申込みの要領

具体的な入力方法については、「インターネット契約システム操作マニュアル」を参考にしてください。

※参考「インターネット契約システム操作マニュアル」

第5章 建物災害共済 継続申込

5. 1 継続処理

3. 統合

統合とは、複数の契約（施設）の間で物件を移動させる作業のことをいいます。この場合、施設の終期は統一されているため、移動する物件の終期が移動先の施設の終期と異なる場合は、終期を同一にする必要があります。また、統合先で物件番号が重複する場合は、統合したい物件の物件番号も変更して下さい。

なお、統合は継続申込時のみに可能です。

具体的な入力方法については、「インターネット契約システム操作マニュアル」を参考にし
て下さい。

※参考「インターネット契約システム操作マニュアル」

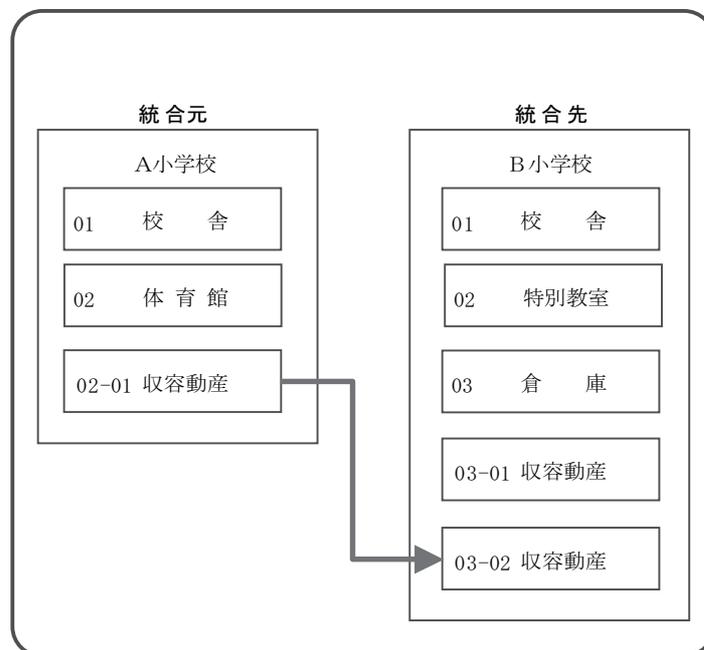
第5章 建物災害共済 継続申込

5.1 継続処理

5.1.2 ステップ1-2 (2) (データ入力)

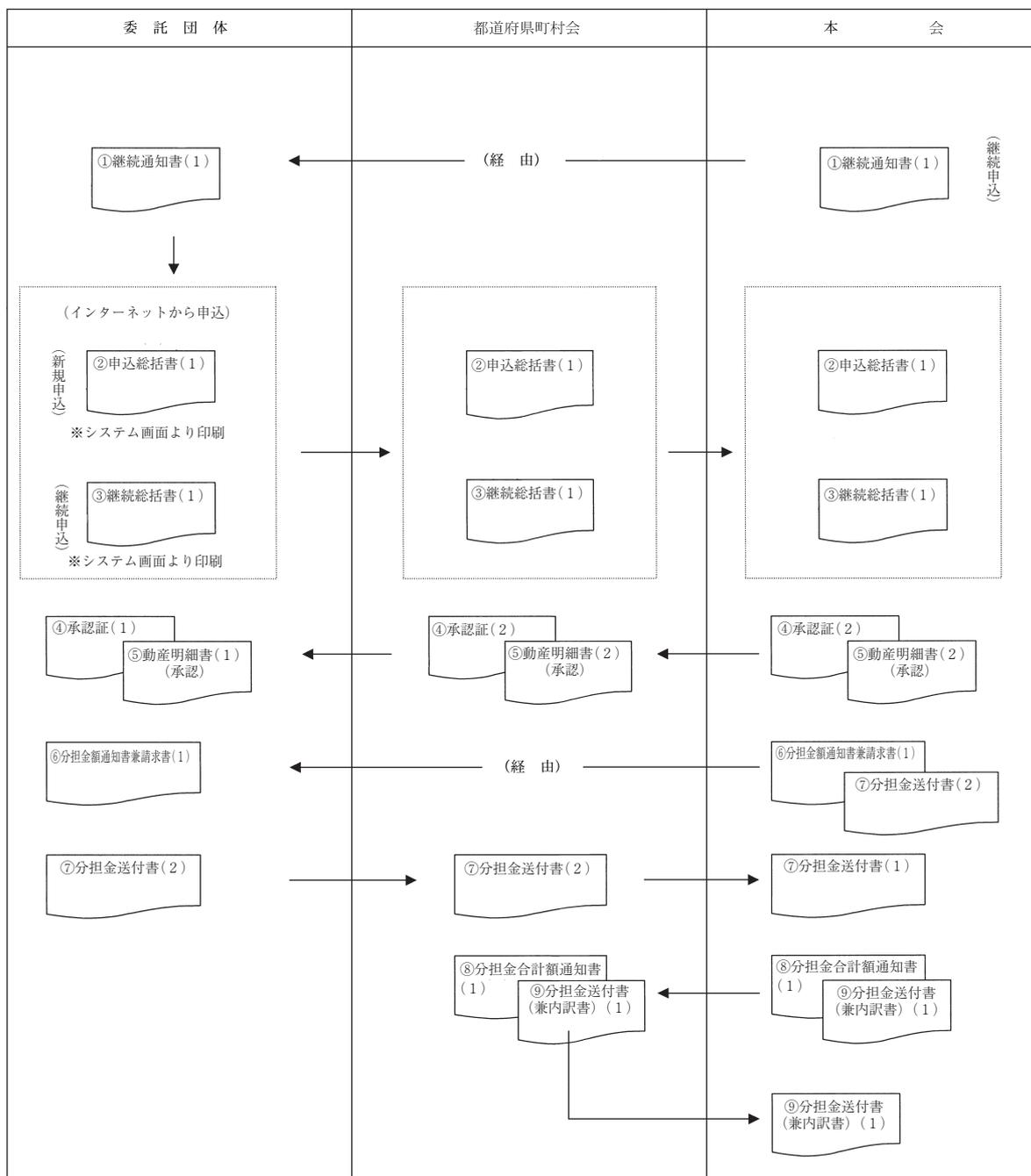
❖契約統合

[統合イメージ]



共済委託手続きの流れ

新規、継続委託申込書は、下記の図のような事務処理を経て委託団体へ承認証等をお届けします。



(注) 1. 帳票は、下記様式等の番号です。

2. 帳票の () 内の数字は枚数です。

- ①継続通知書
- ②申込総括書 (第1号様式)
- ③継続総括書 (第1-2号様式)
- ④建物災害共済委託申込承認証 (第2号様式)
- ⑤収容動産明細書 (承認) (第2-2号様式)
- ⑥建物災害共済基金分担金額通知書兼請求書 (第4号様式)
- ⑦建物災害共済基金分担金送付書 (第4-2号様式)
- ⑧建物災害共済基金分担金合計額通知書
- ⑨建物災害共済基金分担金送付書 (兼内訳書)

Ⅶ 委託割合条件付実損共済特約

1. 実損特約制度

委託割合条件付実損共済特約（以下「実損特約」という。）については、規程第6章に規定され、耐火構造の建物ならびにこれに付属する設備、装置及び据付機械について共済委託契約することができます。

これは耐火構造の建物の場合、全損の損害を被ることは極めてまれであり、再調達価額の高額な耐火構造物を加入率 100%として委託することは、分担金の額も高額になってしまいます。そこで耐火構造の建物に限り、一定の条件で分損事故でも共済責任額を限度に損害額全額がてん補されるのがこの実損特約です。

ただし、住宅物件、収容品については実損特約はできません。

2. 共済委託の手続き

共済委託の手続きは、「Ⅱ 新規申込み手続き」に準じますが、申込みの要領は、下記要領に従って下さい。

(7) 「実損」欄

「有」を設定して下さい。

(1) 「共済加入率」欄

耐火構造建物にかかる共済基準額の何%を共済委託するかを設定する欄ですが、実損特約の場合、委託割合は規程第31条に定められているように、30%から80%までの10%きざみの6種類（30、40、50、60、70、80%）となっております。

3. 解約手続き

普通契約に準じて処理して下さい。

4. 共済金請求手続き

普通契約に準じて処理して下さい。

なお、共済金の算出方法については「Ⅸ 共済金請求 2. 共済金の請求要領(3)－(エ)」を参照して下さい。

Ⅷ 共済基金分担金

共済委託団体は、毎共済期間ごとに共済責任額に応じて共済基金分担金を納めていただかなければなりません。分担金額は契約の承認証発行時に通知いたします。

1. 分担金額の算出

共済基金分担金額は、共済責任額に建物災害共済基金分担金基率表（P20）に掲げられた基率を乗じて算出されます。この基率表の基率は、共済期間1年を基準として共済責任額1,000円に対して定められているので、1年を超えるもの又は1年に満たないものについては、日割計算の方法によります。

〔計算式〕

① 基本計算（共済期間が1カ年の場合）

$$\text{共済基準額} \times \text{共済加入率} = \text{共済責任額} \quad \text{..... (A)}$$

(単位千円) (%) (千円位未満切捨)

$$\text{(A)} \times \text{基率} = \text{分担金} \quad \text{..... (B)}$$

(対千分比) (円位未満切捨)

② 共済期間が1カ年でない場合

$$\frac{\text{(B) の分担金}}{365} \times \text{契約日数} = \text{分担金} \quad \text{..... (C)}$$

(円位未満切捨)

(Ⓢ) 閏年の場合も上記と同じ算式になります。

③ 実損特約の場合

$$\text{(A) の共済基準額} \times \text{実損特約委託割合} \times \text{基率} \times \text{実損係数} = \text{分担金} \quad \text{..... (D)}$$

(単位千円) (対千分比) (円位未満切捨)

④ 共済期間が1カ年でない実損特約の場合

$$\frac{\text{(D) の分担金}}{365} \times \text{契約日数} = \text{分担金}$$

(円位未満切捨)

(Ⓢ) 閏年の場合も上記と同じ算式になります。

⑤ 規程第16条第3項に定める時価額の場合

$$\text{再調達価額} \times \{100\% - (\text{経過年数} \times \text{減価率})\} \times \text{共済加入率} \\ = \text{共済責任額} \quad \text{..... (E)}$$

$$\text{(E)} \times \text{基率} = \text{分担金 (円位未満切捨)}$$

2. 分担金基率の区分

(1) 基本基率

普通物件基率と住宅物件基率に区分され、更に都道府県別及び建物の構造別に細分しています。共済の目的の用途、構造、都道府県別に基率を適用します。

① 普通物件基率

学校、役場、集会所等、住宅物件基率を適用されない建物及びその収容動産に適用され
ます。

なお、収容動産（屋外工作物を除く）は収容されている建物の基率となります。

② 住宅物件基率

ア．単に住宅（1世帯の生活単位としての設備をもつもの）だけに使用される建物及びそ
の収容動産に適用されます。

イ．住宅以外の用途に使用されている建物（工場、事務所等）に接続若しくは連絡してい
る場合は、普通物件基率となります。

ウ．寮、寄宿舎等については、各室1世帯の生活単位とは考えられず、管理上の危険度も
高いので住宅物件基率の適用はできません。

エ．建築中（直営工事）の建物については、全て普通物件基率となります。

(2) 実損特約特別基率

規程第30条に規定する実損特約の特別基率は、基本基率表に掲げる基率に次表に掲げる実
損係数を乗じて得たものとする。

共済基準額に 対する委託割合	30%	40%	50%	60%	70%	80%
実損係数	2.4	2.0	1.7	1.5	1.35	1.2

◎分担金算出上の基率適用の基本

分担金を算出するときは、一つの建物ごとに該当基率を適用して分担金を算出します。
ここでいう一つの建物とは、

(1) 建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり及び屋根のいずれも独立して具備
したものをいい（例1～4）、下記(a)、(b)及び(c)のいずれかに該当するものは本屋建
物と別個の建物として取扱うことができます。

(a) 単に通路のみに使用される渡廊下で本屋建物と共通の屋根、はり及び小屋組を有
しないもの（例5）

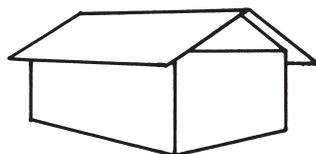
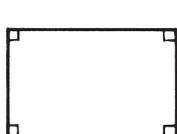
(b) 差掛下屋（本屋下方に取付けられた片流れ屋根で覆われた部分をいう。この場合、
2階以上の建物では1階部分に取付けられたものに限る）（例6）

(c) 土蔵造建物のさや又は防風若しくは地上に柱を立て構築されたやぐら式屋根

(2) 一つの建物に対しては、その全体について一つの共済基準額を定めなければなりません。ただし、他の建物と各々別の柱、小屋組、はり及び屋根をもって接続し、その面の外壁のみを共通とする場合又は接続面の双方に外壁がない場合（例7）は、これを各々別に定めることができます。この場合、いずれか一方を除外して共済委託することはできません。

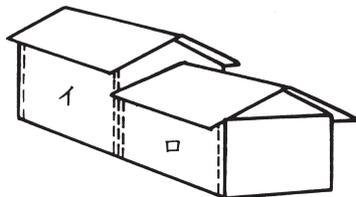
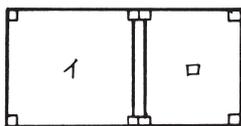
一つの建物の判定例

〔例 1〕



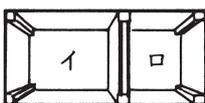
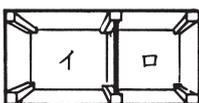
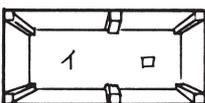
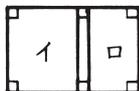
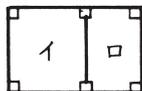
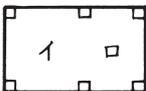
一つの建物

〔例 2〕



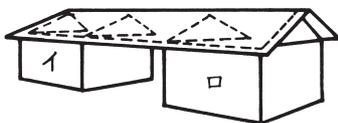
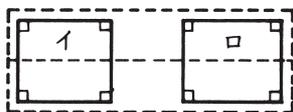
イ、ロはいずれも主要構造部を独立に具備しているから、それぞれ別個の建物である。

〔例 3〕



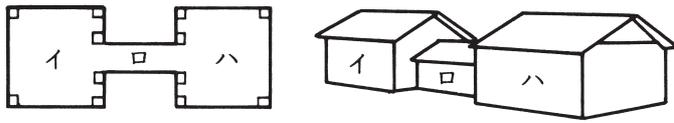
イ、ロは互いに柱を共通としているから、全体で一つの建物である。

〔例 4〕



イ、ロは互いに小屋組、はり、屋根を共通としているから、全体で一つの建物である。

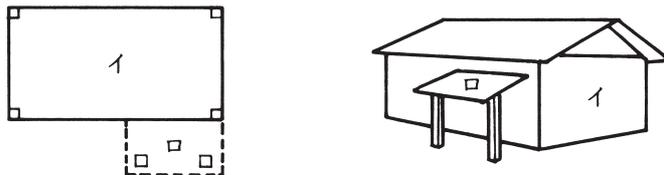
〔例 5〕



(ロは通路)

イ、ロ、ハはそれぞれ別個の建物とすることができる。

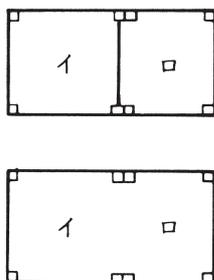
〔例 6〕



(ロは差掛下屋)

イ、ロはそれぞれ別個の建物とすることができる。

〔例 7〕



イ、ロは互いに接続面の外壁を共通としているから、全体で一つの建物である。

イ、ロは双方の接続面にいずれも外壁がないから、全体で一つの建物である。

共済基準額は、イ、ロそれぞれについて各々別に定めることができる。この場合、いずれか一方を除外して引き受けることはできない。

3. 分担金の納付方法

分担金額通知書兼請求書（第4号様式）を、承認証と同時に送付いたしますので、遅滞なく分担金額通知書兼請求書記載の納付期限までに分担金を都道府県町村会指定口座に送金し、あわせて分担金送付書（第4-2号様式）を都道府県町村会へ送付して下さい。

分担金額通知書兼請求書と分担金送付書は3枚複写になっており、1枚目が分担金額通知書兼請求書、2、3枚目（本会用・都道府県町村会用）が分担金送付書となっています。

IX 共済金請求

1. 共済金の支払請求

共済金の支払請求については、規程第12条に定められ、共済の目的に規程第6条に定める損害が生じたときは、速やかに「建物災害共済罹災状況調書兼共済金請求書」（細則別表第5号様式、以下「共済金請求書」という。）に共済委託承認証の写ならびに関係書類を添えて請求して下さい。

2. 共済金の請求要領

共済委託物件（共済の目的）が罹災した場合は、次の要領によって処理して下さい。

(1) 損害の速報

損害の速報については、規程第24条に「共済の目的について、第6条に掲げる損害が生じた場合は、当該委託団体は、その損害の概要について都道府県町村会を経由し、本会に速報しなければならない」と委託団体の速報義務を定めています。従って、共済の目的が罹災した場合（自然災害を含む）には、委託団体は電話その他の方法により、次の事項について速報して下さい。

(ア) 速報事項

- ① 事故発生の日時及び原因
- ② 共済委託物件の名称
- ③ 承認証番号及び物件番号
- ④ 損害の程度とその状況

(注) 上記速報により、必要に応じて罹災現場を調査することになっております。

本会で特に調査を必要と認めたときは、職員等が罹災現場に調査にまいりますので、その到着までに次の事項を調査ご用意おき下さい。

- ① 事故発生の状況及び原因
- ② 被災建物の建築年月日及び再調達価額
- ③ 被災建物を含む配置図（図面に符号を記入し、現場と照合できるもの）
- ④ 被災建物の平面図（面積の確認ができるもの）
- ⑤ 被災建物の写真
- ⑥ その他

(2) 災害共済金請求の要領

罹災現場の調査終了後、次の書類を作成し、都道府県町村会を経由して本会に提出して下さい。

なお、罹災ごと（てん補責任及び罹災発生日時別）に請求書を提出して下さい。（一罹災につき一請求。）

(7) 建物災害共済罹災状況調書兼共済金請求書

(イ) 罹災（事故）証明書

火災による罹災については消防署、車両による罹災については事故証明書、破壊行為については被害届出の警察受付受理書等、その他の罹災による場合は共済金請求書をもって罹災証明とみなします。

(ウ) 損害額明細書（支払請求書又は工事請負契約書）

損害額明細書は再調達価額によるものとし、損害箇所の単価及び損害額を掲げ、算出基礎を明示して下さい。ただし、規程第16条第3項にかかる場合は、時価額による損害額明細書を添付して下さい。

(エ) 再調達価額見積書

罹災物件（共済の目的）の罹災前における再調達価額見積書。見積科目例が73頁にありますのでご参照下さい。また、再調達価額見積書は、罹災原因ならびに損害額等によって添付を省略することができますので、「共済金及び災害見舞金の請求における再調達価額見積書の添付について」（P72）をご参照下さい。

(オ) 配置図

共済委託している当該施設の全面配置図に罹災部分を明示して下さい。

(カ) 罹災建物等の平面図

当該建物の面積が記入された平面図とし、罹災部分が確認できるよう区分して下さい。特に壁面等の罹災の場合はその断面図、また、建物以外の物件については、罹災状況の確認ができる資料を添付して下さい。

(キ) 罹災状況の写真

罹災状況が確認できる損害箇所の修理前、中、後の状況を撮影した写真とし、1枚ごとに説明を付して下さい。（特に収容動産の写真と説明を忘れないで下さい。）写真添付がなく罹災確認ができない場合、共済金が減額される可能性がありますので、写真は必ず念入りに撮影して下さい。

撮影の際は逆光に注意し、鮮明なカラー写真を添付して下さい。

(ク) 本会が必要とする書類

- ・(7) から (キ) 以外で、本会が特に必要とする書類を添付していただく場合があります。
- ・落雷損害の場合は次の書類を添付して下さい。

—〈添付いただく書類〉—

1. 落雷参考資料

①気象台の観測情報 ②民間気象会社等が発行する落雷証明 ③電力会社等のホームページで提供されている落雷情報 ④新聞記事 ⑤その場に居合わせた職員等の証言—のいずれかを提出してください。

2. 損害調査報告書

修理業者等が作成した損害調査報告書をご提出ください。(当該機器が落雷損害を受け、修理が原状回復にあたるか専門的見地から確認するために必要な書類です。)

(ケ) 共済委託承認証

承認証の写を添付して下さい。共済期間の途中で内容変更した物件が罹災した場合は、内容変更承認裏書の写も併せて添付して下さい。

(3) 共済金の算出方法

共済金の算定については、規程第7条(損害額)ならびに同第8条(てん補額)において定められています。

損害額…損害額に基づいて共済金を算出します。

損害額を再調達価額により定める場合は、原状復旧費が損害額となり、損害額を時価額によって定める場合は、原状復旧費から経年減価額を控除した残額が損害額となります。

なお、「原状復旧費」とは、罹災物件を罹災直前の状態に回復するために要する費用をいい、消防又は避難に必要な処置によって生じた損害、最小限必要な残存物の取り片付け費用を含みますが、共済金請求に必要な書類等の取得に要した費用(証明書の手数料、設計書料、写真代等)は原状復旧費用に含みません。

また、消費税は原状復旧費に含めますが、被災物件を復旧しない場合は、商取引が行われず消費税が発生しないことから、復旧費から消費税相当を控除します。再調達価額…共済の目的と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再建築又は再取得するのに要する価格(消費税を含む)をいい、整地費、建て替えによる解体費、樹木移転費、造園工事費、設計委託費は含みません。

(7) 基本計算

(算式) ……損害額× $\frac{\text{共済責任額}}{\text{再調達価額}}$ = 共済金(円位未満四捨五入)

※共済金は、共済責任額を限度とし、 $\frac{\text{共済責任額}}{\text{再調達価額}}$ が1を超える場合には、1とし

て算出します。

全部共済委託……共済基準額と共済責任額が同額（加入率100%）で損害が生じた時における共済の目的の再調達価額が共済責任額と同額の場合をいい、共済金は原則として損害額と同額になります。

例① 損害額 1,000,000円
再調達価額（共済基準額） 20,000千円
共済責任額 20,000千円
 $1,000,000円 \times 20,000千円 / 20,000千円$
=1,000,000円（共済金額）

一部共済委託……共済責任額が再調達価額に満たない場合をいい、共済金は損害額に共済責任額の再調達価額に対する割合を乗じて算出した額（比例てん補）となります。

このように一部共済委託の場合には、常に損害額の全額はてん補されませんので、再調達価額で共済責任額を設定（加入率を100%とすること）して下さい。

例② 損害額 1,000,000円
再調達価額（共済基準額） 20,000千円
共済責任額 10,000千円
 $1,000,000円 \times 10,000千円 / 20,000千円$
=500,000円（共済金額）

例③ 損害額 1,000,000円
共済基準額 20,000千円
共済責任額 20,000千円
再調達価額 25,000千円（共済委託時に共済基準額の見直しを行っていないなどの原因で、損害が発生した時の再調達価額が共済基準額、共済責任額より高くなっている。）

$$1,000,000円 \times \frac{20,000千円}{25,000千円} = 800,000円（共済金額）$$

(1) 風水害による損害の場合

1回の災害により生じた損害について、前記「共済金の算出方法」により算出された共済金の額に $\frac{50}{100}$ を乗じた額（円位未満四捨五入）となります。

なお、共済金は共済責任額の100分の50が限度となります。

(ウ) 破裂又は爆発による損害の場合

1回の事故による共済金の限度額は2億円です。

(エ) 実損特約

実損特約による共済金は規程第34条に定められています。特に損害額が全額でん補されるためには、共済責任額を再調達価額と等しくする必要がありますが、耐火構造の建物が全損する場合は極めてまれなため、一定条件のもとで損害額全額がでん補されるようにしたものです。

$$\text{(算式)} \dots\dots \text{損害額} \times \frac{\text{共済責任額}}{\text{再調達価額} \times \text{実損特約割合}} = \text{共済金 (円位未満四捨五入)}$$

なお、共済金は共済責任額が限度となります。

例① 再調達価額に実損特約割合を乗じた額が共済責任額と同額の場合 (損害額全額でん補)

$$1,000,000\text{円} \times \frac{16,000\text{千円}}{20,000\text{千円} \times 80\%} = 1,000,000\text{円}$$

(16,000千円)

例② 再調達価額に実損特約割合を乗じた額が共済責任額を上廻っている場合 (比例でん補)

$$1,000,000\text{円} \times \frac{16,000\text{千円}}{25,000\text{千円} \times 80\%} = 800,000\text{円}$$

(20,000千円)

例③ 再調達価額に実損特約割合を乗じた額が共済責任額を下廻っている場合 (損害額全額でん補)

$$1,000,000\text{円} \times \frac{16,000\text{千円}}{15,000\text{千円} \times 80\%} = 1,333,333\text{円} \rightarrow 1,000,000\text{円}$$

(12,000千円)

※ $\frac{\text{共済責任額}}{\text{再調達価額} \times \text{実損特約割合}}$ が1を超える場合は1として算出するため、損害額

1,000,000円が共済金となります。

(オ) 時価額による共済委託の場合、継続的に使用しない場合、共済の目的を復旧 (修復) しない場合

時価額による共済委託の場合や共済の目的を復旧 (修復) しない場合は、損害額から経年減価額を控除した残額が共済金額となります。

$$\text{(算式)} \dots\dots \text{損害額 (時価額)} \times \frac{\text{共済責任額}}{\text{建物時価額 (再調達価額)}} = \text{共済金 (円位未満四捨五入)}$$

ただし、損害額から経年減価額を控除した時価額での損害額が共済金の限度となります。

(算出例)

例①業務規程16条第3項の契約 (時価額契約)

倉庫 (耐火構造)

経過年数 20年

減価率（1年） 1.1%

共済基準額・再調達価額（建物時価額）

20,000千円×{100%-(20年×1.1%)}=15,600千円

共済責任額 15,600千円

共済金計算

損害額 1,000,000円

経過減価額 1,000,000円×1.1%×20年=220,000円

損害額（時価） 1,000,000円-220,000円=780,000円

$$780,000円 \times \frac{15,600千円}{15,600千円} = 780,000円 \text{（共済金額）}$$

例②共済の目的を復旧（修復）しない場合

消防詰所（木造、再建築価格1㎡177,000円未満）

共済責任額2,000千円で加入

経過年数40年、耐用年数35年

減価率（1年）2.3%（ただし、最終残存価格は再調達価額の20%）

共済金計算

損害額 1,000,000円

再調達価額 8,000,000円

建物時価額 8,000,000円×20%=1,600,000円

損害額（時価）1,000,000円×20%=200,000円

共済責任額が建物時価額を超えているため、比例てん補計算は行わず、損害額（時価）である200,000円が共済金となります。

共済金及び災害見舞金の請求における 再調達価額見積書の添付について

委託団体が共済金等を請求する場合は、再調達価額見積書を添付（規程第12条）することとされていますが、本会が示す構造別標準的共済基準額又はその額を超えて共済委託をしている物件、並びに下記損害の共済金及び災害見舞金の請求については、再調達価額見積書の添付を省略することができます。

記

1. 再調達価額見積書の添付を省略できる損害及び損害額

- (1) 規程第6条第1項第1号から第10号までの損害で、損害額見積書による損害見積額が500万円以下の損害
- (2) 規程第26条第1項の損害

2. 再調達価額見積書の添付を省略できる損害の共済金及び災害見舞金の算出

上記の損害の共済金又は見舞金の算出は、共済基準額を再調達価額とみなし算出します。ただし、再調達価額見積書の添付のあるものについては、再調達価額により算出します。

3. 再調達価額見積書の提出

再調達価額見積書の添付を省略できるとしているものであっても、本会が特に必要と認めた場合は、再調達価額見積書を提出していただきます。

再調達価額見積書における見積科目例

再調達価額見積書の見積科目は一般的に分類されている科目を使用します。

ただし、本会が必要と認めた場合は科目明細書（内訳）を提出していただきます。

<参考>

一般的に分類されている科目例

- | (木 造) | (非木造) |
|----------------|----------------|
| 1. 仮 設 | 1. 総合仮設 |
| 2. 木 工 | 2. 直接仮設 |
| 3. 屋 根 | 3. コンクリート |
| 4. 建 具 | 4. 型 枠 |
| 金属製 | 5. 鉄 筋 |
| 木 製 | 6. 鉄 骨 |
| ガラス | 7. 既製コンクリート |
| 5. 防 水 | 8. 防 水 |
| 6. 石 | 9. 石 |
| 7. タイル | 10. タイル |
| 8. 金 属 | 11. 木 工 |
| 9. 左 官 | 12. 金 属 |
| 10. 塗 装 | 13. 左 官 |
| 11. 内外装 | 14. 木製建具 |
| 12. 仕上ユニット | 15. 金属製建具 |
| 13. 雑工事 | 16. ガラス |
| 14. 電気設備 | 17. 塗 装 |
| 15. 給排水衛生ガス設備 | 18. 内外装 |
| 16. 冷暖房空調設備 | 19. 仕上ユニット |
| 17. その他設備 | 20. カーテンウォール |
| 諸 経 費 | 21. その他 |
| (現場管理費、一般管理費等) | 22. 電気設備 |
| 消 費 税 | 23. 給排水衛生ガス設備 |
| | 24. 冷暖房空調設備 |
| | 25. 昇降機設備 |
| | 26. その他設備 |
| | 諸 経 費 |
| | (現場管理費、一般管理費等) |
| | 消 費 税 |

破壊行為によって生じた損害について

「破壊行為によって生じた損害」（規程第6条第1項第6号）については施行細則第4条第6項に、「破壊行為によって生じた損害とは、共済の目的に損害を与える目的で破壊又はこれに類似の行為により損害を受けた場合をいう」と定めておりますが、同条の解釈並びに落書き損害及びこれらに類する損害についての解釈、取扱いは下記のとおりとなります。

記

1. 共済の目的に損害を与える目的で破壊又はこれに類似の行為による損害について

「これに類似の行為」とは、損害を与える目的での行為をさし、建物又は工作物等の機能に支障をきたした機能的損害、汚損損害も含まれます。

2. 落書き損害及びこれらに類する損害の取扱いについて

落書き損害及びこれらに類する損害については、規程第6条第1項第6号の「破壊行為によって生じた損害」に該当するか、また、免責を定めた規程第9条第1項第4号「共済の目的の擦傷、搔き傷、塗料のはがれ等の外観上の損傷または汚損であって、共済の目的の機能に支障をきたさない損害」に抵触するかどうかの判断となります。

規程第6条第1項第6号の「破壊行為によって生じた損害」については、細則第4条第6項の「規程第6条第1項第6号に定める破壊行為によって生じた損害とは、共済の目的に損害を与える目的で破壊又はこれに類似の行為により損害を受けた場合をいう」という定めがあり、判断基準としては、①悪意性（損害をあたえることを目的としているか）、②損害の程度（共済の目的の機能に支障をきたす損害かどうか）の2点となります。

建物の内外壁等のスプレー、ペンキによる落書き等の汚損損害については、損害をあたえることを目的として悪意性が強いものとみなし、損害が明らかに第三者による行為である場合は、共済の目的の機能に支障をきたす損害と解釈し、規程第6条第1項第6号、細則第3条第6項に該当するものといたします。

各施設の内外壁、公衆トイレの内壁、ブース内等にみられるボールペン、マジック、ペン等の先端が尖った物等による落書き及びこれらに類する損害については、共済の目的の機能に支障をきたさない損害と解釈し、規程第6条第1項第6号、細則第4条第6項に該当しない損害として取扱います。

X 災害見舞金

1. 災害見舞金

規程第26条において共済の目的が地震災害によって損害を被った場合には、災害見舞金を支払うこととしています。委託団体におかれましては、共済委託物件が罹災した場合は火災等の損害に準じてその被害・損害状況等を都道府県町村会に速報して下さい。

2. 災害見舞金の請求

建物災害共済被害状況調書兼災害見舞金請求書（第6号様式）に所定の事項を記載して、速やかに都道府県町村会を経由して請求して下さい。記入要領及び添付書類については、災害共済金請求の要領に準じて下さい。

3. 災害見舞金の計算

前記共済金の算出方法により算出された共済金の額に15/100を乗じた額となります。（円位未満四捨五入）

4. 災害見舞金支払限度額

① 本会がお支払いする災害見舞金の総額（「見舞金総額」という。）には、支払限度（「支払限度額」という。）があります。支払限度額は、前年度末現在における本会の諸積立金の100分の5に相当する額となります。

ただし、見舞金総額が支払限度額を超える場合の被災団体への災害見舞金は、算出した災害見舞金（15/100）の額に見舞金総額に対する支払限度額の割合を乗じて得た額がお支払いする災害見舞金になります。（円位未満切捨）

② 見舞金総額の算定期間は、毎年4月1日から翌年3月31日です。

5. 支払時期

災害見舞金の支払いは、見舞金総額を確定するため、地震災害を受けた日の属する年度の翌年度のお支払いとなります。

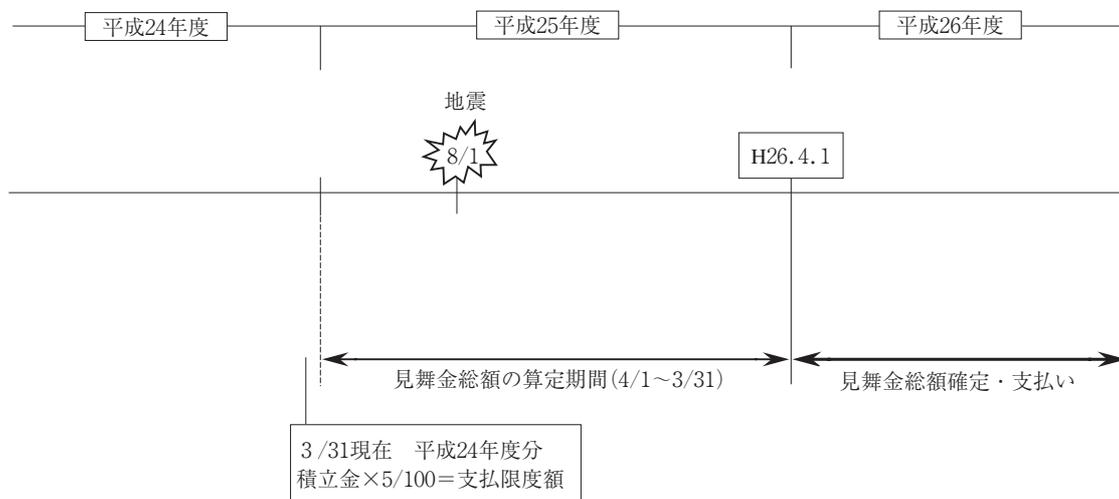
6. 災害見舞金の仮払制度

① 当該被災団体からの申請に基づき、算定した災害見舞金の額の80%を限度として仮払金をお支払いいたします。ただし、算定した災害見舞金の額が10万円以上の場合であり、仮払金の限度額は2,000万円となります。

② 算定した災害見舞金の額と仮払金の差額のお支払いは、災害見舞金のお支払い時期と同様になります。

③ 見舞金総額が支払限度額を超えた場合で、仮払金の額が上記4.のただし書きの災害見舞金の額を超えるときは、その超えた額について返金していただくことになります。

災害見舞金取扱図



災害見舞金計算例

<例1> 災害見舞金で仮払いの申請がなく災害見舞金総額が支払限度額を超えない場合

損害額 1,000,000円
共済責任額 50,000千円
再調達価額 50,000千円

$$\left[1,000,000円 \times \frac{50,000千円}{50,000千円}\right] \times \frac{15}{100} = 150,000円$$

災害見舞金額：150,000円

支払限度額（前年度末積立金×5/100） 1,000,000,000円

災害見舞金総額 800,000,000円

支払限度額 > 災害見舞金総額 よって150,000円の支払いになります。→翌年度支払い

<例2> 災害見舞金で仮払いの申請があり、災害見舞金総額が支払限度額を超えない場合

損害額 1,000,000円
共済責任額 50,000千円
再調達価額 50,000千円

$$\left[1,000,000円 \times \frac{50,000千円}{50,000千円}\right] \times \frac{15}{100} = 150,000円$$

災害見舞金額：150,000円

仮払金：120,000円（80%を限度として随時支払い）

（注）仮払金は災害見舞金額が10万円以上の場合お支払いできます。

支払限度額（前年度末積立金×5/100） 1,000,000,000円

災害見舞金総額 800,000,000円

支払限度額＞災害見舞金総額 よって30,000円の精算→翌年度支払い

<例3> 災害見舞金で仮払いの申請がなく、災害見舞金総額が支払限度額を超える場合

損害額 1,000,000円

共済責任額 50,000千円

再調達価額 50,000千円

$$\left[1,000,000円 \times \frac{50,000千円}{50,000千円}\right] \times \frac{15}{100} = 150,000円$$

災害見舞金額：150,000円

支払限度額（前年度末積立金×5/100） 1,000,000,000円

災害見舞金総額 1,200,000,000円

支払限度額＜災害見舞金総額 よって災害見舞金額は割合により決定されます。

$$150,000円 \times \frac{1,000,000千円}{1,200,000千円} = 125,000円 \rightarrow \text{翌年度支払い}$$

<例4> 災害見舞金で仮払いの申請があり、災害見舞金総額が支払限度額を超える場合

損害額 1,000,000円

共済責任額 50,000千円

再調達価額 50,000千円

$$\left[1,000,000円 \times \frac{50,000千円}{50,000千円}\right] \times \frac{15}{100} = 150,000円$$

災害見舞金額：150,000円

仮払金：120,000円（80%を限度として随時支払い）

（注）仮払金は災害見舞金額が10万円以上の場合お支払いできます。

支払限度額（前年度末積立金×5/100） 1,000,000,000円

災害見舞金総額 1,200,000,000円

支払限度額＜災害見舞金総額 よって災害見舞金額は割合により決定されます。

$$150,000円 \times \frac{1,000,000千円}{1,200,000千円} = 125,000円$$

仮払いが発生しているため5,000円の精算→翌年度支払い

<例5> 災害見舞金で仮払いの申請があり、災害見舞金総額が支払限度額を超え、かつ仮払金が割合により算定された災害見舞金額を超えている場合

損害額 2,000,000円

共済責任額 50,000千円

再調達価額 50,000千円

$$\left[2,000,000円 \times \frac{50,000千円}{50,000千円}\right] \times \frac{15}{100} = 300,000円$$

災害見舞金額：300,000円

仮払金：240,000円（80%を限度として随時支払い）

（注）仮払金は災害見舞金額が10万円以上の場合お支払いできます。

支払限度額（前年度末積立金×5/100） 1,000,000,000円

災害見舞金総額 1,500,000,000円

支払限度額<災害見舞金総額 よって災害見舞金額は割合により決定されます。

$$300,000円 \times \frac{1,000,000千円}{1,500,000千円} = 200,000円$$

仮払金>災害見舞金額

仮払金240,000円－災害見舞金額200,000円＝40,000円が返戻していただく分です。

XI 質権設定承認の手続き

(第7号様式)

質権設定承認請求書

①

昭和
平成 18年11月1日付 貸付契約に基づく

金 70,000,000 円也の債権の担保として貴会建物災害共済委託契約に基づく、
下記の共済契約の共済金請求権に質権を設定いたしましたのでご承認下さい。

したがって共済の目的が損害を受け貴会が共済金を支払われるときは、損害時の
債務額を限度として、債務が弁済期にあると否とを問わず、直接質権者にお支払い
願いたく、別紙共済委託承認証を添え双方連署をもって請求いたします。

②

平成 24年 7月 1日

債務者 共済委託者兼
質権設定者

東京都△△郡永田町1-11-32
永田町長 鈴木太郎 

債権者 兼質権者

東京都△△郡永田町1-11-35
社会福祉・医療事業団
理事長 鈴木一郎 

共済委託物件番号	(支部)	(団体)	(承認証番号)	(物件番号)
	13	- 14807	- 1010000000	01
共済の目的の所在地	東京都△△郡永田町1-11-40			
共済の目的の名称	永田町総合福祉センター			
共 済 金 額	10,000,000円	共済	自 24年 7月 5日 午後四時	
		期間	至 25年 7月 5日 午後四時	

③

上記請求のとおり承認いたしました。

平成 年 月 日

一般財団法人 全国自治協会理事長

〈個人情報の利用目的〉

質権設定に関する個人情報は、質権設定・承認および変更などの質権事務、質権を設定する共済委託契約の履行、共済金支払の判断・手続き等のために業務上必要とする範囲で取得・利用します。また、これらの業務のために、質権を設定する共済委託契約に関する個人情報とともに、質権者等に提供を行うことがあります。

(第8号様式)

質権設定に依る裏書事項

本承認証（共済委託物件番号第 13 - 19807 - 1010000000 号

共済責任額 ~~100,000~~円也）記載の共済の目的中物件番号 01 は質権

設定を承認したので罹災の場合の共済金は下記の通り給付する。

給 付 内	債務者（共済委託者兼質権設定者）に対する給付	物件番号	共済の目的の名称	共済責任額
		01	老人福祉施設	90,000,000円④
				円
				円
				円
		合	計	90,000,000円
訳 書	債権者兼質権者に対する給付	物件番号	共済の目的の名称	共済責任額
		01	老人福祉施設	10,000,000円
				円
				円
				円
		合	計	10,000,000円③

平成 年 月 日

一般財団法人 全国自治協会理事長

印

質権設定の記入要領

- ① 貸付契約当初の債務額を記入して下さい。
 - ② 「質権設定承認請求書」の作成日、又は提出日を記入して下さい。
 - ③ 「質権設定に依る裏書事項」の債権者に給付する金額を記入して下さい。
 - ④ 質権設定する物件の共済責任額から③を差引きした額を記入して下さい。
- (注) 質権設定承認の裏書をする必要がありますので、当該承認証の原本を添付して下さい。

1. 用途別コード番号及び構造別標準的共済基準額一覧表

(単位：千円)

分類 コード No	用途 別 コード No	主用途名	類似建物名称(例)	建物内容等(例)	1 m ² 当り 共 済 基 準 額						
					木 造 ①	簡易防火 (木造 モルタル等) ②	耐 火 構 造				鉄骨造 ⑥
							鉄筋コ ンクリ ート造 ③	鉄骨・ 鉄筋コ ンクリ ート造 ④	コンク リート ・ブ ロック 造 ⑤		
1	学 校 関 係 施 設										
	10	校舎・幼稚園舎			199	199	228	257	178	200	
	11	校舎(特別教室)			199	199	228	257	178	200	
	12	講 堂			165	165	241	274	184	203	
	13	体 育 館			165	165	241	274	184	203	
	14	図 書 館			199	199	228	257	178	200	
2	役 場 関 係 施 設										
	20	(注1) 役 場 庁 舎	議会室等	一般事務を行なう 建物	199	199	310	324	167	221	
	21	(注1) 役 場 支 所	出張所		199	199	310	324	167	221	
	22	(注1) 一 般 事 務 所	自治会館、登記所、 行政サービスセン ター、消防署、土 木事務所		199	199	310	324	167	221	
3	医 療 関 係 施 設										
	31	(注1) 診 療 所	へき地診療所 保健所 保健センター	医師の用いる診療 設備のあるもの	204	204	271	288	196	261	
	32	(注1) 病 院	救急医療センター	(同上)入院設備 のあるもの	216	216	290	298	206	261	
	33	(注1) 検 査 室 (棟)		医療設備のあるも の	181	181	281	272	206	261	
4	住 宅 施 設										
	30	(注2) 住 宅	すべての公有住宅 職員住宅 医師住宅 管理人住宅	(住民用賃貸住宅)	164	164	198	227	162	201	
5	社 会 教 育 ・ 文 化 施 設										
	51	公 民 館	町民会館		177	177	290	340	162	214	
	52	集 会 所	生活改善センター 働く婦人の家 ふるさとセンター 集落センター 総合センター		173	173	277	325	162	201	

(建物災害共済事務取扱要項)

(単位：千円)

分類 コード No	用途別 コード No	主用途名	類似建物名称(例)	建物内容等(例)	1㎡当り共済基準額						
					木造 ①	簡易防火 (木造 モルタル等) ②	耐火構造				鉄骨造 ⑥
							鉄筋コン クリート造 ③	鉄骨・ 鉄筋コン クリート造 ④	コンク リート ・ブロッ ック造 ⑤		
5	53	図書館	資料センター	閲覧室のあるもの (注)学校の図書室はコードNo.14	212	212	315	368	178	221	
	54	(注2)博物館	郷土資料館 美術館 水族館	展示室、陳列室のあるもの	220	220	330	373	178	235	
	55	研修所	青年の家 研修センター 教育センター	研修施設のあるもの	201	201	304	329	167	206	
	56	(注1)訓練所	技術訓練所 授産場 創作センター 訓練作業所	技能修得施設のあるもの	167	167	241	263	162	174	
	59	(注2)その他	その他社会教育文化施設		実態に応じた再調達価額						
福祉関係施設											
6	61	保育所	保育園 児童館 乳児院	保育室、遊戯室、 乳児室のいずれかあるもの	199	199	235	266	178	200	
	62	母子福祉施設	母子福祉センター 母子健康センター 婦人ホーム	集会施設のあるもの	199	199	262	288	178	220	
	63	老人福祉施設	老人憩の家 老人福祉センター 老人休養ホーム		199	199	283	329	178	230	
	64	身障者福祉施設			199	199	288	329	204	236	
	65	母子寮・ 養護老人ホーム	母子寮、特別養護 老人ホーム	宿泊施設のあるもの	185	185	263	297	167	230	
	69	その他	その他福祉施設		実態に応じた再調達価額						
体育・レクリエーション施設											
7	71	体育館	町民体育館 屋内競技場 スポーツセンター	各種競技可能、観 覧席のあるもの (注)学校の体育館はコードNo.13	188	188	257	288	184	203	
	72	武道館	柔剣道場、弓場、 室内球技場	小型の体育館	161	161	233	258	184	203	
	73	(注1)屋内プール場		25mコースを有するもの	220	220	304	325	185	220	
	74	管理事務所	スキー、スケート、 サイクリング等管理棟、 公園事務所、 入場券売場	施設の現場管理等のためのもの	199	199	288	305	167	203	
	75	(注1)(注3)保養所、 宿泊所	国民宿舎 ユースホステル 温泉会館		220	220	310	334	178	258	

(建物災害共済事務取扱要項)

(単位：千円)

分類 コード No	用途 別 コード No	主用途名	類似建物名称(例)	建物内容等(例)	1㎡当り共済基準額						
					木造 ①	簡易防火 (木造 モルタル等) ②	耐火構造				鉄骨造 ⑥
							鉄筋コン クリート造 ③	鉄骨・ 鉄筋コン クリート造 ④	コンク リート ・ブロッ ック造 ⑤		
7	76	(注1) 観光会館	売店 物産館 レストハウス		230	230	301	317	178	246	
	77	(注3) 公衆浴場、便所	共同浴場 公衆便所	水洗設備のあるもの(注)ないものはコードNo.6	368	368	403	427	330	373	
	78	休憩所、ロッヂ	山小屋、海の家、 バス待合所		201	201	252	264	167	196	
	79	その他	その他体育レクリ エーション施設		実態に応じた再調達価額						
環境衛生施設											
8	81	(注4) 水道施設	浄水場、下水廃水 施設		実態に応じた再調達価額						
	82	(注4) 塵芥処理施設	粗大ごみ処理場								
	83	(注4) し尿処理施設									
	84	(注4) ガス供給施設									
その他施設											
9	91	消防詰所	消防屯所 消防器具庫 分団詰所 防水小屋		143	143	220	238	130	173	
	92	巡査駐在所	巡査派出所 巡査詰所		162	162	227	271	162	201	
	93	(注1) 産業センター	畜産センター 農業者センター 林業センター 集乳所	農林水産関係施設	173	173	247	277	152	196	
	94	(注1) 共同作業所	加工場、給食セン ター、人工孵化場、 乾燥場、飼料工場、 酪農場		160	160	244	273	146	189	
	95	畜舎	動物係留施設	屋根と簡単な囲の ある飼育舎	103	103	155	176	94	113	
	96	火葬場		炉体と斎場のある もの	236	236	425	445	236	357	
	40	(注2) その他			実態に応じた再調達価額						
各施設に共通する設備（施設に附随する一般的なもの）											
	00	取こわし予定・再 建を要しない建物			実態に応じた再調達価額						
	02	宿直室(棟)			199	199	228	257	178	200	

(建物災害共済事務取扱要項)

(単位：千円)

分類 コード No	用途 別 コード No	主用途名	類似建物名称(例)	建物内容等(例)	1 m ² 当り 共 済 基 準 額					
					木 造 ①	簡易防火 (木造 モルタル等) ②	耐 火 構 造			鉄骨造 ⑥
							鉄筋コ ンクリ ート造 ③	鉄骨・ 鉄筋コ ンクリ ート造 ④	コンク リート ・ブ ロック 造 ⑤	
	03	用 務 員 室 (棟)			199	199	228	257	178	200
	04	^(注2) 倉 庫	物置、用具庫		99	99	175	175	128	102
	05	渡 廊 下			111	111	190	221	136	156
	06	^(注5) 便 所 (棟)	汲み取り式便所	※水洗設備のある ものはコードNo.77	197	197	235	306	178	191
	07	^(注1) 機 械 室 (棟)	配電室、冷暖房機 室、ボイラー室		157	157	273	280	203	216
	08	車 庫	自動車車庫、艇庫	周囲に壁等のある もの	109	109	160	167	94	122
	15	職 員 室 (棟)	従業員室		199	199	228	257	178	200
	16	会 議 室 (棟)			199	199	228	257	178	200
	17	^(注1) ^(注6) 給 食 室 (棟)	炊事場、調理場		199	199	228	257	178	200
	18	寄 宿 舎 ・ 寮 舎	独身寮、看護婦宿 舎、学生寮		169	169	213	254	160	206
	23	^(注1) ^(注7) 焼 却 場	ごみ焼場	(焼却炉を含む)	157	157	273	280	203	216
	24	^(注1) ^(注8) 揚 水 場	ポンプ室等		157	157	273	280	203	216
	25	浴 場 (棟)	風 呂 場	(風呂釜等を含む)	202	202	294	333	178	201
	26	自 転 車 置 場		屋根のあるもの	85	85	154	163	92	115
建物とは別途契約が必要なもの										
	39	諸 設 備 工 作 物	据付機械 屋外工作物		実態に応じた再調達価額					
	50	収 容 品	家具、什器、備品 据付機械							

- (注1) 建物に付属する機械類及び屋外工作物については、別途、用途別コード No.39「諸設備工作物」又は No.50「収容品」にて契約が必要となります。
- (注2) 歴史的建造物(旧~邸宅、蔵、城、たて穴住居等)は、用途別コード No.40とし、実態に応じた再調達価額で契約して下さい。
- (注3) 建物から離れた源泉ポンプ等については、別途契約が必要です。なお、公衆浴場とは入浴施設のみの簡素な浴場をさします。
- (注4) 水道施設の流量計、水位計、テレメータや塵芥処理施設の受入供給等設備や機械類等は収容品又は諸設備工作物にて契約が必要となります。
- (注5) 水洗設備のあるものは、用途別コード No.77となります。
- (注6) 給食センターは、用途別コード No.94となります。
- (注7) 学校、役場等各施設に共通する設備としての焼却場で、塵芥処理施設(ごみ処理施設)は用途コード No.82となります。
- (注8) 学校、役場等各施設に共通する設備としての揚水場で、浄水場等水道施設は用途コード No.81となります。

2. 建物構造区分

構造区分	1 一般木造	2 簡易防火構造	3 耐火構造
建物構造	1) 一般木造（木造が外側にあらわれているもの） 2) 簡易防火構造に該当していても、屋根、外壁等が不燃材料で構成又は被覆されていないもの（注1） 3) 簡易防火構造、耐火構造に該当しない建物	1) 木造建物で、外壁のすべてが、モルタル塗またはしっくい塗、石張またはタイル張のもの 2) 耐火構造に該当していても屋根、外壁等が不燃材料で構成又は被覆されていないもの 3) 鉄骨アルミニウム板、その他軽金属板造 4) 上記と同等以上の耐火効力のあるもの	1) コンクリート造（注2） 2) コンクリートブロック造 3) 煉瓦造 4) 石造 5) 鉄骨造 6) 土蔵造、壁厚9cm以上、内外壁厚計15cm以上 7) 上記と同等以上の耐火効力のあるもの

(注1) 不燃材料

不燃材料とは、コンクリート、煉瓦、瓦、石綿スレート、鉄鋼、アルミニウム、ガラス、モルタル、しっくい、プラスターボード（12mm以上）等の不燃性の建築材料をいう。

(注2) コンクリート造

コンクリート造とは、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造、無筋コンクリート造、軽量コンクリート造（気孔性コンクリート造も含む）、プレストレストコンクリート造、プレキャストコンクリート造、軽量気泡コンクリート造（ALC造を含む）をいう。

適用上の注意

- (1) 外壁がコンクリート造の建物で、その外壁に木板等を張りつけた場合であっても、コンクリート造の外壁とみなすことができる。
- (2) 外壁の一部にプラスチック板等を使用した建物であって、その部分が全外壁面積の10%以下である場合は、プラスチック等の部分は考慮に入れずに構造を判断することができる。
- (3) 以下に該当する施設等については、「2 簡易防火構造」で加入すること。
 - ① 風力発電施設等の風車でブレード等の材質にFRP（ガラス繊維強化プラスチック）を使用している施設。
 なお、ブレードと本体部分については一体の施設であることから、構造を分けて加入しないこと。
 - ② 皮膜付プール等、壁体又は屋根が不燃材でない膜（可動式も含む）で覆われている施設。
 - ③ 伝送路設備等のケーブルや配線類。
 - ④ 屋根等に設置した太陽光発電システム。
 なお、建物契約とは別に諸設備工作物として加入すること。

建物構造別仕様例一覧

参考

構造区分 □内はコードNo	構造主体		外 部		内 装		設 備		基礎	構造基準の適用上同一 取いとす類似の構造等 の		
	軸組	小屋組	屋根	外 壁	天井	内 壁	床	電 気			給排水	冷 暖 房 そ の 他
木造 (W) ①	木材	木材	木材 かや葺 (可燃材で もよい)	木板 木柱突出	木材 合板	土壁 繊維壁 プラスチック ボード	畳 寄木フロアー	電灯	上下水道	-	布コンクリート	②～⑥に該当しないもの
簡易防火造 (木造モルタル等) (PW) ②	同上	木材 軽量鉄骨	瓦等 (不燃材)	モルタル塗 しつくい塗 石張 タイル張	石綿スレート モルタル塗 しつくい塗 (不燃物)	同上	同上	同上	同上	-	同上	鉄構造でも外壁が木造のもの
鉄筋コンクリート造 (RC) ③	コンクリートの引張を補強するため鉄の丸棒等の鋼材を筋に用いた構造	コンクリートの引張を補強するため鉄の丸棒等の鋼材を筋に用いた構造	アスファルト 防水押えモルタル塗コテ仕上げ	モルタル塗 シン吹付けセ ラミックタイル	プラスチックボード 吸音繊維板	モルタルVP 塗 プラスチック 京 壁 繊維 壁	ビニル床シート貼 タイル貼 寄木合板フロアー	電話配線 非常用灯 動力 報知機 コンセント スイッチ	給排水 衛生設備 消火栓	冷凍電力量 0.2kw/hm ²	RC	土蔵(壁厚9cm以上) 煉瓦造、石造、鉄筋コンクリートブロック造、無筋コンクリート造
鉄骨・鉄筋コンクリート造 (SRC) ④	鋼材(H型鋼等)で骨組を組立てさらに鉄筋コンクリートで一体とした構造	鋼材(H型鋼等)で骨組を組立てさらに鉄筋コンクリートで一体とした構造	同上	リシン吹付け タイル貼	同上	同上	同上	同上	同上	同上	深礎RC 材打込み	
コンクリートブロック造 (CB) ⑤	コンクリートブロック(厚さ15cm以上)の積上げによる構造	コンクリートブロック(厚さ15cm以上)の積上げによる構造	波型スレート 瓦葺 カラー鉄板	モルタル塗	木合板 繊維板	同上	同上	電 灯	上下水道	-	RC	軽量コンクリートブロック造 無筋コンクリートブロック造
鉄骨造 (S) ⑥	鉄骨、普通形鋼を骨組みとした構造	鉄骨、普通形鋼を骨組みとした構造	同上	ラスシート モルタル塗 鉄板張 石綿板張	同上	同上	同上	同上	同上	-	同上	鉄骨鉄板張造 鉄骨波型石綿張造

3. 時価額の算定について

規程第16条3項に規定する共済基準額を時価額により共済委託する場合における時価額の算定は、当該共済の目的の共済委託時の再調達価額から経年による減価損を控除した残額とし、最終残存価額は再調達価額に対する20%とする。

経年減価額は共済の目的の構造、用途に応じ次表に定める経年減価率（1年）に経過年数を乗じて算出する。ただし、当該減価表にあてはまらないもの（据付機械、収容品等）や、損耗の著しい場合は、経年減価表によらず算出することができる。

時価額算出式

$$\text{時価額} = \text{再調達価額} \times \{100\% - (\text{経過年数} \times \text{減価率})\}$$

別表 建物経年減価表

I 普通物件

1. 耐火造建物（鉄筋コンクリート、鉄筋鉄骨コンクリート造、コンクリートブロック造）

建 物 用 途	耐用年数	減価率（1カ年）
事 務 所 、 役 場 、 店 舗	90 年	0.9 %
学校、病院、公民館、宿泊施設の類	80	1.0
車 庫 、 倉 庫 、 工 場 の 類	70	1.1
市 場 、 公 衆 浴 場	60	1.3

2. 鉄骨造建物

建 物 用 途	耐用年数	減 価 率
工場、倉庫を除く普通物件	53 年	1.5 %
軽量鉄骨造 工場、倉庫	45	1.8
普通鉄骨造以上 工場、倉庫	53	1.5

3. プレハブ建物

建 物 用 途	耐用年数	減 価 率
骨 組 木 質 系	53 年	1.5 %
骨 組 鉄 骨 系	53	1.5
コ ン ク リ ー ト 系	80	1.0

4. 木造建物

建 物 用 途	耐用年数	減 価 率
再建築価額 1 m ² 177,000円未満	35 年	2.3 %
〃 1 m ² 177,000円以上	45	1.8

II 住宅物件

建 物 用 途	耐用年数	減 価 率
耐 火 造	80 年	1.0 %
ブ ロ ッ ク 造	70	1.1
コンクリート系プレハブ	80	1.0
木質系、鉄骨系プレハブ	53	1.5
鉄 骨 造	53	1.5
木造再建築単価 1 m ² 177,000円未満	42	1.9
〃 1 m ² 177,000円以上	53	1.5

(時価額算出例)

鉄筋コンクリート造出張所

再調達価額 5,000,000 円

経過年数 満 10 年

経年減価率 9 % (1 年 0.9%×10年)

残価率 91 % (100% - 9 %)

時価額 4,550,000円 (5,000,000円×91%)